

## 倉敷市修学旅行誘致支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡山県外の学校（小学校・中学校・高等学校・専門学校・支援学校）（以下「学校等」とする）の行事の一環として、倉敷市内（以下「市内」という）の観光地を訪れ、市内宿泊施設での宿泊を伴う修学旅行を実施した旅行会社に対し、予算の範囲内において、宿泊助成金を交付することにより、岡山県外から倉敷市を訪れる修学旅行の新規誘致を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、岡山県外の学校等の行事の一環として、市内の観光地を訪れ、市内宿泊施設での宿泊を伴う修学旅行を実施した旅行会社（以下「申請者」という）とする。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という）は、次に掲げる要件を満たす修学旅行とする。

- (1) 岡山県外の学校等の修学旅行として新規に倉敷市へ送客すること。なお、過去3年間修学旅行で倉敷市修学旅行誘致委員会（以下「誘致委員会」という）の会員宿泊施設に宿泊実績がない場合も含む。
- (2) 行程に市内観光地または観光施設等（宿泊施設を除く）への立寄りが1箇所以上あること。
- (3) 誘致委員会の会員宿泊施設に1泊以上宿泊すること。

2 助成金の交付は、旅行会社の1営業所につき1年度あたり1回とする。

### (助成金額)

第4条 助成金は、学校等の児童、生徒及び学生の宿泊者数（引率者、乗務員及び添乗員等を除く）に1,000円を乗じた額とする。但し、1旅行あたり25万円を上限とする。

### (事前手続)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は修学旅行実施前に、あらかじめ、所定の修学旅行計画書に修学旅行の実施が確認できる契約書または旅行引受書等を添えて、誘致委員会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

2 前項に掲げる手続きは、修学旅行実施予定年度の前年度から行うことができるものとする。

### (助成金の交付予定)

第6条 会長は、前条の修学旅行計画書の提出があったときは、これを審査し、妥当と認められた時は、予算の範囲内において助成金の交付の適否（予定）を決定し、所定の確認書により申請者に交付予定について通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、修学旅行実施日の30日前までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行企画書
- (2) 修学旅行の実施が確認できる契約書または旅行引受書等
- (3) 旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 申請書の受付は修学旅行の実施日を問わず、前条により通知する所定の確認書の交付順とする。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、助成金の交付申請があったときは、これを審査し、妥当と認めた時は、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更(中止)の承認申請)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請者は、助成対象事業の内容を、交付決定額の2割を超える規模において変更しようとするとき、または中止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更(中止)承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(助成金の変更(中止)決定)

第10条 会長は、前条の規定による申請に伴い、助成金の交付額が変更される場合には、所定の変更(中止)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、助成対象事業終了後30日を経過した日、または当該年度の末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 助成対象事業に係る宿泊施設が発行する所定の宿泊証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認める時は、助成金の額を確定し、所定の交付確定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに所定の交付請求書により会長に助成金の交付を請求し、会長は、これに基づき助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第14条 会長は、助成金の交付を受けた申請者がこの要綱に定める事項に違反した場合、または申請書等に虚偽の記載等不正な行為をした場合には、助成金の一部、又は全部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。